津市地域かがやきプログラム事業補助金交付要綱

平成２２年３月３１日訓第１４号

改正　平成２６年７月３１日訓第４３号

（趣旨）

第１条　この要綱は、地域の特性や資源を活かし、個性が輝く特色ある地域振興を図るため、津市補助金等交付規則（平成１８年津市規則第４４号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第２条　前条の補助金は、「地域かがやきプログラム事業補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

（交付の対象）

第３条　補助金は、地域の特性や資源を活かし、個性が輝く特色ある地域振興を図ることを目的として行われる次に掲げる事業（営利目的、政治活動又は宗教活動として行うものを除く。以下「事業」という。）を行う団体等のうち市長が適当と認めるものに対して、当該事業に要する費用をその対象として、これを交付するものとする。

⑴　地域の情報発信に係る事業

⑵　地域のまちづくりにおける人材育成に係る事業

⑶　地域のスポーツ・レクリエーション活動の促進及び健康づくりに係る事業

⑷　地域の産業振興に係る事業

⑸　地域の観光振興に係る事業

⑹　地域の歴史及び伝統文化の継承、保全及び活用に係る事業

⑺　地域の連携、交流及び自然環境整備に係る事業

⑻　その他市長が特に認める地域の振興に係る事業

（補助金の額）

第４条　補助金は、事業の規模等を勘案し、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

（交付申請の期限）

第５条　規則第３条第１項の別に定める期日は、当該補助金の決定に係る会計年度内で交付の対象となる事業を実施する日の３０日前又は４月１日のいずれか遅い日とする。

（添付書類）

第６条　規則第３条第１項第４号の市長が必要と認める書類は、申請団体等の会則及び会員名簿とする。

（申請の取下げ）

第７条　規則第７条の市長が定める期日は、申請団体等が規則第６条第１項又は第２項の規定による決定の通知を受けた日から起算して１０日を経過する日とする。

（実績報告）

第８条　規則第１２条の規定による実績報告書（規則第６号様式）の提出は、補助金の交付の対象となる事業が完了した日から起算して２０日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までにこれを行わなければならない。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この訓は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年７月３１日訓第４３号）

この訓は、平成２６年８月１日から施行する。